

○多可町建設工事に係る共同企業体取扱要綱

平成17年11月1日告示第73—2号

改正

平成19年5月15日告示第52号

多可町建設工事に係る共同企業体取扱要綱

1 目的

この要綱は、町の発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の基本的要件、結成手続等について、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において用いる用語の定義は、次に掲げるところによる。

(1) 一般共同企業体

年間を通じて有効な企業体をいう。

(2) 特別共同企業体

主として特殊、大型工事を施工するもので、町が発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

3 基本的要件

(1) 一般共同企業体

ア 共同企業体の構成員は、資本、技術、資材を相互に提供するのみでなく、技術者、技能者の養成、下請業者の育成、資材の共同購入など工事の施工にあたって総合力の発揮ができ、実質的施工能力が増大するものであること。

イ 構成員は、多可町に本店を有する建設業者1者と兵庫県内に本店又は支店を有する建設業者で構成されるものとする。また、構成員は、相互の利害関係の複雑化、協調の困難性を避け、運営責任の明確化のため、3者以内とする。

ウ 共同企業体の有効期限は、当該年度内とする。

ただし、当該年度内に工事が完成しないときは、完成するまで延長するものとする。

エ 共同企業体の構成員は、その年度に建設工事入札参加資格審査申請書を提出した者であること。

この場合において、構成員は、同一業種で2以上の一般共同企業体の構成員となることはできない。

オ 共同企業体を結成した者の構成員単独への発注は、一定範囲内の額に限定することがある。

カ 特定建設業の許可を有しない構成員が、共同企業体の代表者となることはできないものとする。

キ 構成員の出資の最低割合は、2者の場合30%以上、3者の場合20%以上とする。ただし、代表者となる構成員の出資比率は60%以上とする。

(2) 特別共同企業体

発注工事毎に結成条件等必要事項を一般共同企業体に準じ、別途定めるものとする。

4 共同企業体の結成手続き

(1) 一般共同企業体

ア 共同企業体を結成しようとする者は、町長あてに共同企業体結成申請書（別紙様式1）を提出しなければならない。

イ 共同企業体としての資格審査は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年建設省告示第1461号）に準じて行う。

ウ 資格審査の結果、共同企業体を結成することが適当であると認めたときは、共同企業体代表者にその旨通知する。

(2) 特別共同企業体

各発注部局において、別途定めるものとする。

5 建設工事を受注した場合の手続き

(1) 共同企業体が工事を受注し、施工するに至った時、共同企業体の代表者は、その工事ごとに共同企業体運営委員会を設置し、同委員会において決定した次の各項目について契約担当部局あてに、文書で提出しなければならない。

ア 共同企業体編成表（別紙様式2）

イ 各構成員の出資状況

ウ 下請業者の選定

エ 諸規程

オ その他契約担当部局が必要と認める事項

(2) 共同企業体が工事を受注したときは、契約締結の日から2週間以内に共同企業体工事受注報告書（別紙様式3）を町長あて提出しなければならない。

6 共同企業体の解散手続き

共同企業体を解散しようとする者は、町長あてに共同企業体解散届（別紙様式4）を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年5月15日告示第52号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月7日告示第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。